「新しい公共推進会議」への意見書

認定 NPO ふるさと回帰支援センター 専務理事・事務局長 高橋 公

「新しい公共」がめざす社会は「一人ひとりに居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする社会」とされています。こうした社会は地域住民がお互いに支えあい、共生する社会でもあると考えます。

私は、この「新しい公共」が新たに担う公共サービスが具体的な形で実施される地域社会がどのような社会になるのか、期待と不安があります。こうした視点から、是非、「新しい公共」を組み込んだ地域社会のスキーム(枠組み)について丁寧な議論が行われる必要があると考えます。

「新しい公共」の担い手についても、どの分野をどのような団体に担っても らうのかのイメージも明らかではありません。そのための役割と責任、また役 割と責任を果たすために必要なスキル(技術)をどう新たな担い手に身につけ てもらうのかも課題となると考えます。

「新しい公共」に従来からの公共サービスの一部を担わせるのであれば、その具体的な内容と範囲をどうするのかも重要な検討事項です。この検討をしっかりしないと名前だけの「新しい公共」が一人歩きし、地域社会に混乱を持ち込むことになりかねません。「新しい公共」の守備範囲と役割分担をしっかり議論する必要があります。

こうしたことが整理されないと、結果として「安かろう、悪かろう」の行政サービスになり、行政コストの削減が主目的の「新しい公共」が担う公共サービスになりかねません。これでは、現在の地域社会を抜本的に見直し、「一人ひとりに居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする社会」をめざす「新しい公共」による21世紀の地域社会も夢のない社会になってしまいます。

また、公共サービスを実施するにあたってなによりも重要なことはニーズの的確な把握と公平なサービスの担保です。サービスの質も問題になります。この質の担保に不可欠なものは、じつは安定的な雇用です。このことが担保されないと公平なサービスや質の担保は確保できません。現場に不正行為がはびこることにもなりかねません。そのために ILO94 号条約の公契約法の批准も検討にあたいするのではないでしょうか。

次の意見は、都市と地方の格差問題をどうするかです。現状では、一律に考えるのは無理があります。とりわけ高齢化と過疎化に悩む中山間地では「新しい公共」を担う団体もありません。現在までに議論されてきた内容は、多くは都市部でのことをイメージして議論してきたのではないでしょうか。是非、過疎化が急速に進む中山間地を抱える地方のケースも頭の中に入れての議論も必要と考えます。

「新しい公共」の担い手に想定されている NPO に対する対応について提言します。 4万ともいわれる NPO について現在認定 NPO は186団体(11月1日現在)に過ぎません。この大幅な拡充が喫緊の課題と言われていますが、ただ単に拡充すればいいとは考えません。暫定認定の形も議論されていますが、NPO が「新しい公共」の一部を担う団体と想定されているのであれば、まずいかにして「法令違反等をしていない」認定 NPO と認定される NPO を育て上げるスキームを作るかだと考えます。そのためには会計士や税理士など専門家による NPO の支援組織の制度化が不可欠と考えます。

また、認定 NPO が少ない原因の一つが PST にあるといわれていますが、この PST に代わる柱をつくり「寄付は少ないが、活動内容は認定するに足る」という考え方も一案と考えます。さらに、NPO は内閣府認定と地方自治体認定の NPO がありますが、「新しい公共」の担い手の守備範囲によっては、地方認定 NPO 法人という制度の検討をされてはいかがでしょうか。認定作業も地方自治体が設定する審査会で行うこともできることにすればよいと思います。

以上、次回の推進会議までにまとめられるたたき台作成に向けての意見を提出いたします。